

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

令和6年度の「風しんの追加的対策」にかかる対応について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省の標記事務連絡（風しんの追加的対策、以下、クーポン事業と記載）に関し、このたび日本医師会より案内がありました。詳細は日本医師会通知をご参照いただきたく存じますが、概要などを下記に記載します。

なお、特に留意が必要な点は、令和7年3月1日から3月末の間にクーポン事業を実施した場合、費用請求先がクーポン発行元の市町村になる点です。医療機関所在地以外の市町村に費用請求を行う事例も想定されることから、請求書の送付先等についてご留意をお願いしたく存じます。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

<追記>令和7年1～3月におけるクーポン事業への参加方法等への変更有無については、情報が入り次第、ご連絡申し上げます。

記

●日本医師会／国通知のポイント

- ・風しんのクーポン事業（昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性）の実施期間は来年3月31日。
- ・費用請求先である国保連合会（大阪府の場合は大阪府国民保険団体連合会）での事務処理は、令和7年3月10日（必着）をもって終了。
- ・令和7年3月1日から3月末までの間に抗体検査及び予防接種を実施した医療機関は、費用の請求を対象者が居住するクーポン券を発行した各市区町村に対しそれぞれ、令和7年4月10日までに行う。
- ・過誤調整及び未請求分・再請求分は、令和7年3月末までの過誤調整に係る事務に関する問い合わせは、国保連合会へ確認。同年4月以降は各医療機関と各市区町村の間の対応となる。
- ・風しん単独ワクチンを使用して予防接種を実施する場合は、通常の実施スキームと異なるため、予め対象者の住民票のある市区町村に確認する。

●参考（日本医師会ホームページ）

日本医師会メンバーズルームから別添文書の閲覧が可能です。

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/kenko2/2024ken2_1088.pdf

※閲覧にはユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角で入力）です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字（半角）